

FP のための 会計・税務 ZOOM UP!

Vol.19

改正消費税法の成立

1. 税率

改正消費税法において、消費税率を、平成26年4月1日から8%（国税6・3%、地方消費税率1・7%）、平成27年10月1日から10%（国税7・8%、地方消費税率2・2%）に、段階的に引き上げることとしている（図表参照）。

2. 用途

平成24年8月10日、消費税法および地方税法の改正法が、国会で可決・成立した。これにより、一定の条件付ではあるが、消費税率が平成26年4月から8%、平成27年10月から10%に引き上げられることになった。引上げの最終判断はその時の政権が経済状況等に基づいて行う。

今後は、消費税の逆進性対策として、給付付き税額控除や複数税率などが検討されることになつてゐる。

3. 低所得者へ配慮

社会保障・税共通番号（マイナ

ス）制度の本格稼動および定着を前提に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度（医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組み、その他これに準ずるもの）や給付付き税額控除等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め、様々な角度から総合的に検討するとしている。

また、複数税率の導入について、年度、制度として確立された年金、少子化対策（いわゆる社会保障4経費）に充てることとしている。地方消費税の収入については、医療および介護の社会保障給付と少子化対策（いわゆる社会保障4経費）に充てることとしている。社会保障4経費のほか、社会保障施策（社会福祉、社会保険および保健衛生に関する施策）に要する経費に充てることとしている。

4. 住宅

住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆込み需要およびその反動等による影響が大きい。このことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、緩和する観点から、必要な措置について財源も含め総合的に検討するとしている。

5. 酒税、たばこ税、石油関係諸税

酒税、たばこ税、石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、国および地方の財政状況、課税対象となる品目をめぐる環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討している。

6. 自動車取得税および自動車重量税

なお、民主党の「平成25年度税制改正にかかる基本方針」では、自動車取得税・自動車重量税については、抜本的な見直しを進めべく、検討を進めるとしている。

7. 消費税率引上げに当たっての措置

消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却および経済の活性化に向けて、2011年度から2020年度までの平均において名目の経済成長率が3%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施そのほかの必要な措置を講ずるとしている。

また、税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対

図表 消費税率の改正

	現行	平成26年4月1日～	平成27年10月1日～
消費税(国税)	4%	6.3%	7.8%
地方消費税	1%	1.7%	2.2%
合計	5%	8%	10%

(出所) 大和総研作成

は、住宅の取得にかかる措置について、具体的な方向性を示すべく、住宅取得にかかる消費税の影響検討分科会において必要

自動車取得税および自動車重量税については、国および地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保したうえで、地方財政にも配慮しつつ、

自動車取得税および自動車重量税については、国および地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保したうえで、地方財政にも配慮しつつ、



鳥毛拓馬

大和総研
研究员 AFP
金融・証券税制、金融商品会計を中心とした会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」(いずれも共著、大和証券刊)など。

FA